

平成 27 年第 3 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 27 年 6 月 10 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 6 月 18 日（木）（午前 9 時 05 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総 務 課	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	東 博明
病院老健事務局長	田村 優	総務課長補佐	里中 和樹	教育委員長	上村 直義
監 査 委 員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 43 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 3 議案第 44 号 玉城町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 4 議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 5 議案第 46 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・採決）
- 第 6 議案第 47 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・採決）
- 第 7 議案第 48 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて（追加議案）
- 第 8 発議第 3 号 玉城町議会議員の派遣について（追加議案）
- 第 9 発議第 4 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開議の宣告

- 議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。よって、平成27年第3回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（風口 尚）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
1番 中西 友子 さん 2番 北 守 君
の2名を指名いたします。

議案の討論・採決

- 議長（風口 尚）これより、議事に入ります。

日程第2、議案第43号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について及び、日程第3、議案第44号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 坪井信義君

- 教育民生常任委員会委員長（坪井 信義）議長より 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る6月12日の本会議において本委員会に付託されました、議案第43号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について 以下2件の審査を6月15日 午前9時から、第1委員会室において、町長・副町長および教育長また関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第43号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行い、委員より、本条例は、課税限度額の見直しで、基礎賦課額の上限額を51万円から52万円に、1万円引き上げ、また、後期高齢者支援金等を16万円から17万円に、1万円引き上げ、更に介護納付金を14万円から16万円に、2万円引き上げることによって、どのくらい影響を受けるのかの質問に対し、町から、「限度額の引き上げのみによる影響については試算していないが、この条例改正に基づく全体の試算では、2割軽減、5割軽減の方に影響があり、若干、対象世帯が増える見込みである」との回答でした。

その他質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 44 号 玉城町介護保険条例の一部改正につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

只今、一括議題となっております各議案につきましては、討論の通告はありませんのでこれより採決を行います。

まず、議案第 43 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第 43 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第 44 号 玉城町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 45 号 平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算（第 2 号）ないし、日程第 6 議案第 47 号 平成 27 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、

審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山本静一君

○**予算決算常任委員長（山本 静一）** 議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第45号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第2号）以下3件の議案審査を、6月15日、午前10時から、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第45号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第2号）の審査を行いました。質疑、討論を終了し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号 平成27年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査につきましては、質疑、討論を終了し、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします

○**議長（風口 尚）** 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第45号 平成27年度 玉城町一般会計補正予算（第2号）について、討論

の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

1 番 中西友子さんの反対討論の発言を許します。

1 番 中西友子さん

○1 番 (中西 友子) 議長のお許しをいただきましたので、議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号) について反対の立場で討論させていただきます。

歳入の民生国庫負担金の介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金の財源が消費税 10%になることを前提で入れられているものだという事です。現在の消費税は 8 パーセントです。10 パーセントではありません。実施されていない財源を基にした予算を認めることはできません。また、臨時福祉給付金システム改修委託料子育て世帯臨時特例給付金システム改修業務委託料がかかっています。臨時給付金のたびにシステム改修で費用がかかります。国からの負担金とはいえ元は私達の税金です。無駄遣いではないでしょうか。一時的な給付金より消費税増税そのものの取りやめを国に求めていくべきです。

特に子育て世帯では、一時的な補助金恩恵より消費税増税の負担のほうが重くのしかかります。以上の理由により反対いたします。

○議長 (風口 尚) 以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号) を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) については、討論の通告書は提出されておられませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 46 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につい

て、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

1 番 中西友子さんの反対討論の発言を許します。

1 番 中西友子さん

○1 番 (中西 友子) 議長のお許しをいただきましたので、議案第 47 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について反対の立場で討論させていただきます。低所得者保険料軽減繰入金にて、一般会計より繰入が財源組替えであります。国 2 分の 1、県 2 分の 1 の割合で入れられますが、その財源が消費税 10% を前提としたものです。実施されていない財源を基にした予算は認めることはできません。以上の理由により反対いたします。

○議長 (風口 尚) 以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、議案第 47 号 平成 27 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) を採決いたします

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第 47 号 平成 27 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審議に入ります。

日程第 7、議案第 48 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます

町長 辻村修一君

○町長 (辻村 修一) 議案第 48 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、議会からの要請により本年 2 月 9 日議長同席のもと、5 名からなる玉城町特別職報酬等審議会に諮問し、6 回にわたり慎重審議を重ねていただき、去る 5 月 14 日に答申書の提出を賜りました。今般、この答申書に基づき議員の報酬改正を提案するものであります。

既に議会の皆さんへも報告させていただいたところでありますが、内容につきましては、現行より議長 7 千円増の 28 万 7 千円、副議長 6 千円増の 22 万 1 千円、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長 5 千円増の 21 万円、議員 5 千円増の 20 万円への改正であります。

なお、補足は省略いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）これより、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）質疑に入るまえに議長にお願いします。本議案は我々議員の報酬改正であり、重要な案件だと思います。そこで、回数制限の解除をお願いするとともに、一問一答方式で行いたいと思うのですが、許可いただけますでしょうか。

○議長（風口 尚）今の小林豊議員のお願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手少数）

○議長（風口 尚）賛成が少数ですので、今までのようにお願いします。

○12番（小林 豊）開会して、時間も間もないのに非常に異常さを感じる次第です。

それでは質疑に入らせていただきます。

まず、最初に議員報酬とはどういう性質のものかと町長はお考えでしょうか。

また、今回報酬審議会に諮問した経緯について先ほどのべられましたが、もう少し詳細にお願いしたいと思います。また、諮問内容はどのようなものであったか諮問書の内容を聞かせていただきたいと思います。（00：18：32）

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議員報酬というのは地方自治法なり町の条例で定められておるわけでありまして、その根拠に基づいて議員さんの議会活動に対する報酬ということになっているわけでありまして、従前から特別に難しいかたちでこれを支出しているというものではないと理解をしております。

（「諮問内容と詳しい経緯」の声あり）

（「そういうことがあるから議長、一問一答方式でやらしてほしいと言ったんです。議長の裁量でやってもらえることやと思いますけどね。」の声あり）

○議長（風口 尚）総務課長 田間 宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）経緯等につきましては、私もこの4月からですので、過去の書類等見させていただきますと、先の町長の提案説明にもありましてとおり、2月9日に諮問をお願いしております。5名の委員さんから成りまして、議長同席のもと、諮問書でございますが、この諮問内容につきましては、社会経済情勢に鑑み下記の事柄について玉城町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき審議会の意見を求めますということで、内容につきましては議員報酬並びに特別職の給料の額の見直しについてというふうなことで答申をされ、6回ほど協議を重ねていただきまして、この協議につきましてはまず、答申がありました2月の9日、2月の17日、2月の27日、4月の16日、4月の23日、5月の8日の6回に亘り審議を重ねていただいたところでございます。また、先ほど、諮問の内容にふれさせていただきましたが、議員報酬の額の見直し、そして町長及び副町長の給料の額の見直しというような2点の内容でございます。以上で

ございます。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊）額の見直しというような諮問内容でよろしいんですか。普通諮問というのは、一定の額の見直しではなく上げるか下げるかというような諮問をすべきじゃないんでしょうか。私はそう思います。それと、町長の提案説明の中でも議会からの要請があった、確かに要請があったと思います。がしかし、町長以下の特別職の見直しについても諮問したとありますが、これは町長、上げるか下げるかの意志があったんですか。なかったと違います。ただ、議会だけの諮問やったと違いますか。玉城町特別職報酬等審議会条例、ここに第1条の設置があります。設置については、議会議員の報酬並びに町長副町長及び教育長の給料の額について審議するため、玉城町特別報酬等審議会を置くとなっています。

町長以下特別職の諮問はなされてないように思うんですが、そこをさしおいて審議会を置くということは少し違法性を感じると思うんですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（風口 尚）総務課長 田間 宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）ただいま、お話にございました諮問内容は、先ほど申し上げたとおり、町長及び副町長の給料の見直しについてというようなことにつきましても、事項としてお願いをいたしました次第でございます。

（「答弁もれありますやんか、そやで言うてますんや、最初に」の声あり）

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（9時24分 休憩）

（9時24分 再会）

○議長（風口 尚）再会します。町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）審議会の開催の経緯は議会からも強い要請をいただいたというのは、議会の総意だと思っていますし、その上で大変熱心に審議を重ねていただいた。その中でも、議員さんの報酬だけではなくて、特別職についても意見交換があった。そんな中で、特別職については今回、答申ということにはいたらなかったという経緯もあるわけです。特別問題はなかったと思っています。

（「まだ答弁漏れありますよ、ここにも書いてありますやん、額について審議のために設置すると。額について答申したんですか。」の声あり）

○議長（風口 尚）再会します。総務課長 田間 宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）先ほど、答弁させていただいて、額の見直しというようなことで、額について諮問をさせていただいたところでございます。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊）最後の質疑になりますんで、ちょっと長くなるかもしれませんが、まず、最初にこの条例の解釈ですが、額についての審議というので、額の見直し、これが本当にまかりとおるのか。この点については監査委員さんも同席ですので、これは予算にも伴うことですので、即、回答はいただきませんが、今後検討いただきたいと思えます。よろしくお願いします。

続きまして、施行期日は諮問されたのか否か。

次に、月額の見直しということだけで、我々も期末手当というものがあるんですが、期末手当の関係についてはなにも諮問されなかったのか。といいますのも、私は前から、不自然やと思っていることが、議員報酬の月額に100分の20を乗じ得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じた額に基準日云々とありますけど。ということは、月額に対して、いわゆる傾斜配分と言うわれる20パーセントを乗じて、それに月数を6月においては1.25ヵ月分、12月においては1.5ヵ月分支給するわけですよ。見直しをするんやったら、ここら辺も本当に適正なんかどうか、こういう諮問はされるべきやと思えますが。その点について、何かご意見ありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（風口 尚）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）今の小林議員のご意見もやはり町議会の中でそういうご意見も交わされたということも伺っていますし、それはそれで、個々の議員さん方のご意見、それが議会の総意として、私どもが汲み取りながら審議会の皆様方にも、せっかくスタートの段階から、議長も同席をいただいたわけですから、そんな中でざくばらんに議員の皆様方のお考えが諮問として伝わって、十分な意見交換、答申ということになっていくのが私は一番妥当ではないかなと思っていますし、先ほども申し上げましたように、地方自治法で議員報酬を支給しなければならないということになっているわけでありまして、また、地方公共団体は条例で議員に対して期末手当を支給することができるということになってるわけで、それに基づいて町条例でも規定がされているという根拠になっているわけで、従来からも玉城町の場合はご承知のとおり、それに基づく支給がなされとるわけで、そのことについても十分、私どもにも議長のほうからも審議会開催のご要請をいただいて、そんな中でも意見交換をさせていただいてとるわけでありまして、総意としてまとまって十分その意志が伝わるような形にしていただければ、審議会の中も意見交換がなされてきたのではないかなと思っています。

（「報酬についての協議がなされたかという質問があったんですけど」の声あり）

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）諮問の内容、施行期日でございます。こちらのほうにつきましては諮問内容にございません。そして、また、期末手当の改正の部分の話もありました、

今回の諮問内容にも触れておりませんし、審議の中でも期末手当につきましては、審議をしておりません。

○議長（風口 尚） それでは、ほかに発言ありませんか。

2番 北 守君

○2番（北 守） 前任者の方から、あらかじめ質問されましたので、私のほうもダブらないようにしたいと思うんですが、今回、提案説明でもありましたように議会からの要請によりということで、議会側から報酬のあり方について、本来ですと議会で第三者の委員会を設けるなり、学識経験者のそういうふうなのを設けてやるべきであったと思うんですが、議会ではなかなか、そういう力がないということもあるんでしょう、これは私の私見です。そういう経過がありまして、町長がこの諮問を受けていただいたということですが、この諮問を受けていただく以上に、いかんだらいかん、受けやんのやったら受けやんと、そやけど、これ受けたらということになったんですから、町長として受けるべき理由、また諮問すべき理由があったと思うんですが、そこら辺はどういう形で、議会の要請を鵜呑みにして受けられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 議会の要請を鵜呑みというのではなく、ずっと私どもと議会とは共に町政推進の立場でありますし、概ねの議員のみなさん方との気持ちと通じさせていただきながら町政を推進させていただいているわけでありますから。そして、また度々このことをテーマして議会として意見交換をしていただいたということを承知の上で、こちらも対応させていただくというスタンスでありますから、なんらこちらが特別に判断をしてという考え方で今回提案をしておるものではないというものです。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守） この議案につきましては突然にわいてきたというわけでもありませんので、かねてから色々と考えておられたと思うんですが、今回敢えて追加議案として出されたという、本来ですと開会日に上程していただくというのが筋やないかと思いますが。その点と、さっき答弁漏れがあったように思ったんですが、この条例は10月1日施行するということですので、本来の表現があっているかどうかは別にしまして、本来はですけど、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するとか、なんとか、給料の場合はそういう表現をされるのではないかと思うんです。その点は事務方はどういうふう判断されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君

○総務課長（田間 宏紀） 追加議案の経緯等につきましては、議会との調整の中での追加議案と承っております。また施行日でございますが、これに関しましては、よく職員の場合は公布の日から施行し、いつまでに適用するという表現、これにつきましては、法規上の適用でその現時点から過去に戻すという考え方でございますので、今回の場合は10月1日から施行するということで問題ないと考えております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守）それから3点目ですけども、この条例は提案にあたって、この4月から国家公務員の給与表自体が下がっているわけです。全国8割の自治体が、公務員の給与が下がっていると、公務員の給与といいますと大体、中小企業の給与表をそれを基にして作られているということですので、非常に重要な動きになると思うんですけど、全体に下がって、公務員給与が下がっていると。

それから、もう1つは玉城町の場合は農家が、大小全然考えなしに6.5軒に1個の割合で農家があるわけですけど、米1俵が今年の26年度産米ですと、前年度と比べて1万2000余りでしたんですが、それが1万円を切ってきておるという状況で下がっているわけなんですよ。

そういうことで議会の中にもかなりそういう点で報酬に対する考え方、温度差がありますので、もう少し時期をずらして提出する考えはなかったのかどうか。まだ10月からですので、時期はあったと思うのですが、今回、敢えて出されたというのはなぜなのか。その点お伺いします。

○議長（風口 尚）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）何度も言っていますが、やはり議会の総意といいますか、なかには色々ご意見おありでしょうけど、その意向をふまえて私どもは真摯に対応させていただいて提案をさせていただいているということをご理解いただきたいと思いますし、色んな審議会のなかで報酬審のなかでも社会情勢、あるいは近隣の議員のみなさん方の額はどれだけかという情報も十分キャッチしていただきながら、答申に至ったというふうなことでありますし、また、そのことはその後の答申書のあとでの議員のみなさん方も十分ご理解いただいていると思っています。

この時期といことではありますが、これは要請をいただいた経過からしまして、あるいはまた熱心な審議会の開催の経過からしまして、そのまま放置をさせていただくということにはならんという判断のなかで提案に至ったということです。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言はありますか。

12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）ただいま、議長の許可をいただきましたので、議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

討論に入る前に、我々、議会議員のために度重なる議論をしていただきました報酬審

議会の委員の皆様には、敬意を表するとともに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。しかしながら、私自身が審議会議員の皆様のご意に添う事ができなかったことにお詫び申し上げます。また、これから申し述べる反対討論をもってご理解いただければ幸いです。まず、反対理由の理由といたしまして、一番大事なことは今回の条例改正のことの発端、始まりがどこにあったかということです。我々議員から生じたことでもあります。このことについては議員各位もご認識のことだと思えます。にも関わらず、議員発議ではなく町長提案に至ったことに憤りを感じます。確かに町長が報酬審議会に諮問し、答申を受け、提案する、流れ的にはごく自然であります。町長自らの考えで諮問に至ったのではなく、議会の依頼を受け、要請を受け諮問したのですから、繰り返しになりますが、議員発議で提案すべきではないでしょうか。次に我々議員も議員報酬について、昨年末から議員懇談会の席において議論を重ねてまいりました。内容は委員長報酬の是非、期末手当のあり方、さらに議員定数と議員報酬は切っても切れないものということで、議員定数の削減等、議論してまいりました。結局結論には至りませんでした。議論してきたことが今回の提案に活かされているのでしょうか。報酬審議会には町長が諮問されたこと、即ち、先ほどの質疑のやり取りもありましたが、議長、副議長、委員長、議員の月額について答申することしか出来ないので、答申をふまえ議員間でより一層の議論を深めることが大切ではないでしょうか。答申を受け、どれだけ議論しましたか。議員懇談会のなかで今日まで時間があつたにも関わらず、たった一時間ほどの議論で終了、非常に異常さを感じます。また、施行日がなぜ、10月1日からなのでしょう。私達議員の任期は本年9月末日です。10月1日からは新しい議会構成がスタートするわけです。行政の区切りは年度、即ち4月1日から3月31日です。やはり新たな議会構成で来年4月1日、新年度に議論し、議員発議で提案するのが真の姿ではないでしょうか。

最近の玉城町議会では一般質問においても質問者も多く、予算決算常任委員会では、質疑等活発にされるようになり、常任委員会活動も積極的に取組まれるようになってきました。そういった点は議員各位の意識の向上がされ、以前と比べ議会改革が進んできたと感じます。それがゆえに自分達の報酬改正についても町側に肩代わりさせるのではなく、本議案は否決し、再度議論を重ね、しかるべき時期に議員発議をもって再提案すべきではないでしょうか。本定例会終了後、『いくらりっぱなこと言うとしても議会と町は馴れ合いか』こんな住民の声が聞こえてこないよう議員各位の議会議員としてのプライド、住民目線に立った常識あるご判断と勇気あるご決断を期待いたしまして反対討論といたします。

最後に執行部にお願いします。

町長におかれましては、今以上に副町長はじめ管理職の声に耳を傾けてください。また、副町長管理職はもっと積極的に町長に対して意見具申をしてください、お願いいたします。

○議長（風口 尚）次に、賛成討論の発言はありませんか。

4番 北川 雅紀君

○4番（北川 雅紀）議長にお許しを得ましたので、議案第 48 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、今回、議会は議員報酬について考えてきました。24年度3回、25年度2回、26年度4回、27年度1回、計10回、議員報酬のこと、政務活動費のことについて考えてきたなかで、やはり、外の人たち、住民の人たちの意見を聞いたほうが良いということで議会のほうから、住民の人たち5人で作る、報酬審議会をお願いをして、議会の報酬について、どのようにあるべきということを議会のほうの意見を聞かずに、その5人のなかでどういう答えがあるのかということ聞いて、それをもとに議会のほうでその意見を参考にして結論をだす。それぞれの議員が答えを出すことになったわけです。それで、報酬とか定数とかは議員自身のことですので、国会のほうでもそうなんですけど自分自身のことを議員自分自身が決めなければならないということ、これはすごく難しいことでもありますし、住民の期待に答えられるような姿に見えないということが実状だと思います。であるからして、こういうことは住民の人がどう思っているか、今回の場合は報酬審議会の方々が議会は報酬はこうあるべきだということを出した。ほかの案件とは違って、自分自身のことなので、よりほかの意見、外の人たちの意見を尊重しなければならないということをもまず考えられるのが、賛成する立場の一番の案件です。この自分たちのことに関しては自分たちで決めることも必要ですが、やはり外の人たちの意見はかなり尊重しなければならない。そして今回は今まででおそらく最も議論していただいて、議論内容を見ましても、議員の報酬と職員の給与との関係も考え、業務量や勤務状況についても考え、そういったなかで一番、ほかの市町村との報酬を比較するのが一番重要ではないかということを考えて、ほかに比べて玉城町は議員の報酬が低かった。15町あるんですが上から10番目だったんで、そういった面から平均値にするのが望ましいのではないかとという答えを住民の代表の方が出してくれたということが、私達が、その意見をかなり尊重しなければならない。国会とか見ている、自分たちで決めているから決まらなくて住民の人たちの不審感というものがつづいている状況ですので、外の民間の住民の人たちの言ったことに対しては、かなり尊重しなければならないということが第1理にあります。

そして、議論が少なかったという前段の議員の反対討論がありましたが、最初に言ったように、時間は制限なく、10回討論して、私たちの中で議論が出尽くして、そして住民の人たちの意見も聞こうということになって私たちの中では個別に議員の人達、それぞれの考えはあるとは思いますが、議論は出尽くして今日という日になったと思います。

そして、最後にやはり、今までは議会としてこうしてあらなければならない、今日という日はどういう日だったかという話だったんですが私個人の意見としては、やはり今

この、僕自身もそうですが、自営業の息子だったんで、こうやって議員ができています。実状を見ても定年者や自営業の人しか議員に出ていないという状況が今この玉城町にあると思うのです。なぜなら今まで答申が出される前の今までの私たちの年収というのは300万円を切っていて298万円くらいでした。300万円切るとワーキングプアと社会で言われるように働いても働いてもお金が貯まらない。議員というのは年間働いている日数とかは少ないとは思いますが、やはり私個人としては、仕事を辞めてでも、40歳50歳の方が議員になろうとか、そして子どもが二人いる夫が死別した女性とか、色んな人が議会に来てこそ、すばらしい議会となってレベルが上がって行って、ひいては玉城町の為になると思うのでその300万円を越す、今回298万円が307万円くらい、一人7万ちょっと上がるような答申になっておりますが、そういったものは住民の人達が今回答申を出していただいたんですが、少し上げて、300万円を切るというような、議会というのは重要な立場ですので、60億円くらいの予算を考えて、どのように使うかということ承認したり、**条例を出したり**議員というのはすごく大切な立場です。そういったことが、より高いレベルでできるような人材になれる、そういった環境にしていくのが大切だと思うというのが個人的な考えで、この2点、最初に言った議会としては今回の答申を重く受けとめなければならない。もちろん議員個人の個人的な信念とか、報酬はこうあるべきという信念があるのなら反対してもいいと思いますが、他の案件よりかは重く受けとめなければならないという考え、そして先ほど言った私の個人的な考えですね。報酬上げて、より少数精鋭にして、高い質で議会活動、いろんな人が入るような議会にしていくほうが望ましいと思うので、今回は賛成という立場で討論させていただきます。(00:50:31)

○議長(風口 尚) ほかに反対討論の発言はありますか。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

(「異議あり」の声あり)

どうぞ、12番 小林 豊君

○12番(小林 豊) 議会が一番の原則としましては、提出議案につきましては委員会付託というのが原則になっております。本議案も委員会付託すべきだと思います。また、このことについて議会運営委員会では話されたのかどうかわかりませんが、本来の姿ですべきだと思いますので、その辺よろしくお取扱ください。

○議長(風口 尚) 12番 小林 豊議員からの「異議あり」ということで委員会付託をすべきじゃないかというご意見でございますけど、このことにつきまして「異議あり」に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

異議少数でございますので、このまま、異議なしということで進めたいと思います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第 48 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、発議第 3 号 玉城町議会議員の派遣についてを議題といたします。只今議題となりました案件につきましては、来る 6 月 29 日及び 30 日の 2 日間、本町議会議員を視察研修に派遣しようとするものであります。

本案は、質疑、討論を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論は省略することに決定しました。

これより、発議第 3 号 玉城町議会議員の派遣についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、発議第 3 号 玉城町議会議員の派遣については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、発議第 4 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これを以って、平成 27 年 第 3 回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成27年 第3回 玉城町議会定例会を閉会いたします。
閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

町長 辻村 修一 君

閉会の挨拶

○町長（辻村 修一）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案のすべての議案について承認を賜りまして厚くお礼申し上げます。会期中賜りました、いろいろなご意見、町政の推進の参考にさせていただきたいと思っております。会期前の6月5日の日でございますけれども、この三重県そして伊勢志摩地域に大きな良い影響が生じてくる、予想されます世界サミットが開催するということが決定いたしまして、ご案内のように既に県当局でも、その組織が立ち上がりました。今後、県下市町、あるいは関係市町へのいろいろな情報、あるいは働きかけもあるというふうに思っておりますので、玉城町としてどういう対応が取れるのか検討をしていかなければと思っております。そして町制60年を迎えた年でございます町民の皆さん、あるいは議会の皆さんにもご理解ご支援をいただき、更に玉城町の魅力発信に努めて参りたいとこんなふうに思っています。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げますお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今期定例会は去る6月10日から本日までの9日間、町政、当面の諸議案件につきまして、熱心なご審議を賜りまして閉会の運びとなりましたこと厚くお礼申し上げます。また、議事進行にご協力いただきましたこと重ねてお礼を申し上げるわけでございます。

今、日本列島は大変な大雨、あるいは突風とかで災害を被っているところもでございます。どうぞ、これからも大雨に警戒をしていただきまして、また、これから大変暑い季節になってまいります。くれぐれもご自愛いただきまして、更なる町政発展のために、ご尽力賜りますことをお願い申し上げます閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

（午前9時58分 閉会）